議案第　号

資料1－1

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（概要）

１　改正理由

地方税法施行令（昭和２５年政令第２４５号）の改正に伴い、新たに課税することとなった、「子ども・子育て支援納付金課税額」について、税率等定めるものです。

２　改正内容

⑴　基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護保険分に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」を加え、税率を定めます。税率については、富里市国民健康保険財政運営方針に基づき、千葉県が示す標準保険税率を用いています。

項目	基礎課税分	後期高齢者支援金分	介護保険分	**子ども・子育て支援金分**
所得割	8.0％	3.3％	2.3％	0.27％
均等割	23,000 円	12,000 円	16,000 円	2,026 円 内訳：1,875 円※1 151 円※2
平等割	36,000 円			

⑵　「子ども・子育て支援金分」の均等割について

※１　本制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の拠出額が増加しないよう、「１８歳未満の子どもを除いた１８歳以上被保険者」のみ負担するものです。１８歳未満の子どもとは、１８歳に達する日以後の最初の３月３１日以前の、高校生世代までの子どもが対象になります。

※２　１８歳未満の子どもに係る均等割を、１８歳以上の被保険者で按分し、均等割に加えて課税します。

⑶　子ども・子育て支援金の新規課税による国民健康保険税（現年調定額）の増加見込額

４０，３００，０００円

３　施行期日

令和８年４月１日